



議案第八十八号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年九月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年九月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五人」を「三人」に、「四人」を「二人」に、「一六〇人」を「一五  
八人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年十月一日から施行する。